

令和 7 年第 3 回定例会

斑鳩町議会会議録

令和 7 年 6 月 6 日

午前 9 時 00 分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (12 名)

1 番	溝 部 真紀子	2 番	齋 藤 文 夫
3 番	中 川 靖 広	4 番	小 城 世 督
5 番	伴 吉 晴	7 番	嶋 田 善 行
8 番	井 上 卓 也	9 番	横 田 敏 文
10 番	宮 崎 和 彦	11 番	濱 眞理子
12 番	木 澤 正 男	13 番	奥 村 容 子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	福 田 善 行	係 長	吉 川 也 子
--------	---------	-----	---------

1, 地方自治法第 121 条による出席者

町 長	中 西 和 夫	副 町 長	加 藤 恵 三
教 育 長	山 本 雅 章	総 務 部 長	西 巻 昭 男
総 務 課 長	松 岡 洋 右	安全安心課長	曾 谷 博 一
住民生活部長	中 原 潤	住民生活部次長	北 典 子
福 祉 課 長	大 塚 美 季	都市建設部長	上 田 俊 雄
会 計 管 理 者	安 藤 晴 康	教 育 次 長	本 庄 徳 光
教委総務課長	仲 村 佳 真		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、昨日に続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず最初は、学校における熱中症対策についてです。

今年の夏も非常に気温が高く、猛暑になることが気象庁で予想されています。このことによって、学校での体育やスポーツ活動、クラブ活動に制限がかかる状況になることも予想されます。子どもたちにはできるだけ運動する機会を減らさず、体力をしっかりとつけていくことも熱中症予防には大変重要であると考えています。

しかし、過度な熱中症への心配から、夏季の子どもの活動量、運動量が低下しているということが言われています。

子どもの体力については、スポーツ庁の令和6年度の全国体力運動能力、運動習慣等の調査の結果においても、体力合計点について、中学校男子ではコロナ禍では下がっていましたが現在は回復し、約20年前とあまり変わりはありませんが、コロナ禍を境に小学校男子及び小・中学校女子では年々と低下しています。

子どもたちが暑い時期にでも安全に体を動かす環境づくりは、生涯にわたる健康維持のため、そして熱中症を予防していくため、大変重要と思っております。

そこで、順に質問させていただきます。昨今よく耳にする暑熱順化というものがあります。熱中症の予防に大変有効な手段とされており、体が暑さに慣れることで発汗や体温調整機能が促進され、熱中症のリスクを軽減されることが知られています。

まずひとつ目として、暑熱順化の必要性について、子どもたちに対してどのように周知されているのか。また、家庭との連携をどのように図っているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） おはようございます。熱中症の防止に向けました児童・生徒

に対する暑熱順化の周知についてのご質問でございます。

暑熱順化とは、体が暑さに慣れることで暑熱順化が進みますと、発汗量や皮膚血液量が増加をし、発汗による気化熱や体の表面から熱を逃がす熱拡散がしやすくなるとされておりまして。

また、暑熱順化に有効な対策といたしまして、体を暑さに慣れさせることが重要であるため、実際に気温が上がり熱中症の危険が高まる前に、無理のない範囲で汗をかくことが大切とされているところでございます。

こうしたことから、小学校では暑さや寒さに強い体づくりのため、年間を通じて外遊びを推奨することや、体育の授業の実施を通じて暑熱順化を図っているところでございます。

また、中学校では部活動等におきまして、年度当初から暑さに慣れることの大切さや、体調管理について伝える取組みを行っているところでございます。

さらに、暑さのための体調不良で保健室を訪れた児童や生徒には、個別に暑熱順化に関する声かけを行っているほか、学校だけでなく家庭での取組みも重要でございますことから、小・中学校においては、保健だよりにより熱中症対策に有効な手段として暑熱順化を図ることの啓発記事を掲載をいたしまして、児童・生徒や保護者に周知を図っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） ありがとうございます。体力や体調を整えることは、ご家庭でのご理解とご協力をいただくことが重要と思っておりますので、引き続き、大切なこととして周知をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。とはいえ、危険な暑さが今年も予想されています。

二つ目の質問として、屋外でのプール授業など体育の授業時において、熱中症の発症の防止に向け、授業の実施の可否を判断するため、どのような基準に基づき運用を行っているのかお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 熱中症の発症の防止に向けた、本町の熱中症対策に関する基準についてのご質問でございます。

気象庁と環境省では、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予測される場合に、国民の熱中症予防行動を効果的に促すため、熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートを都道府県ごとに発表されております。

このことを受けまして、本町では、斑鳩町立幼稚園・小・中学校における熱中症警戒アラート等対応基準を昨年度に制定をいたしまして、運用を図っているところでございます。

本基準におきましては、奈良県に熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、屋内外、空調設備の有無を問わず体育の授業や部活動、校外活動などの活動を中止することとしております。

また、奈良県に熱中症警戒アラートが発表された場合は、斑鳩町に最も近い観測点となります奈良市観測点における暑さ指数が3.1以上となる場合で、屋外など空調設備がない場所におきましては、救護所等救急体制の確保等ができる場合などを除きまして、原則、活動を中止することとしております。

なお、救護所等救急体制の確保等ができる場合などを原則外として活動を行う場合におきましても、暑さ指数の実測値が3.3以上となりました場合は活動を中止することとしております。

この斑鳩町立幼稚園・小・中学校における熱中症警戒アラート等対応基準につきましては、今年度におきましても校園長会において、校長及び園長に運用の徹底の周知を図りましたほか、本町のホームページにも掲載をいたしまして広く周知を図っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。

それでは三つ目として、熱中症対策によって体育の授業ができなくなった場合、体育はほかの授業と置き換えてまた違う時間でできるのかなと思ってるんですけども、水泳学習ができなかった場合に代替授業、振替など学校ではどのように対応されているのか、お伺いします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 熱中症対策によりまして水泳学習ができなくなった場合の代替措置についてのご質問でございます。

学習指導要領におきまして、水泳学習の必要授業時間数は定められていないところではございますが、斑鳩町の小・中学校におきましては、年間10単位時間程度を水泳学習の授業に充てているところでございます。

こうした中、先ほどご答弁いたしました熱中症警戒アラート等対応基準によりまして活動を中止とする場合には、空調設備のある体育館での体育授業や教室での保健の授業

などに振替を行っているところでございます。

なお、水泳学習につきましては、振替となることをあらかじめ想定といたしまして1週間程度の予備日を取っており、振替となった場合は、その予備日も活用いたしまして水泳学習を行うこととしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 水泳の授業については、必要時間授業数が定められていないというのは初めて知ったんですけれども、体力づくりや子どもたちが水中での身のこなしを身に付けたりできる大切な授業かと思うんですけれども、やはり昨今の暑さではどうしてもできる時間数に限りや、年によって偏りが出るのはないかと思っています。

そこで四つ目の質問として、暑さや天候などに左右されないよう、プール事業を民間委託する方法があると思います。広陵町では、学校のプール事業を民間委託に移行し始めていらっしゃると思います。斑鳩と同じく年間10時間程度の授業時間を確保していらっしゃるんですけれども、近年の異常気象で授業時間の確保が課題となっていたことが背景のようです。斑鳩町のお考えをお伺いします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 水泳学習を民間委託することに関する町の見解に対してのご質問でございます。

現状、町立学校におきましては3小学校、2中学校いずれもプール施設を有しており、それぞれの学校におきまして水泳学習を実施をしているところでございます。

質問者がおっしゃられました水泳学習の民間委託につきましては、屋内型プールを有しているところであれば、天候に左右されず水温が一定で熱中症の問題が解決できることや、専門の指導者による効果的な指導を受けることができること、また、施設の維持管理に要する費用が不要となることなどがメリットとして挙げられるものと考えております。

一方で、斑鳩町内におきましては、民間のスイミングスクールなどのプール施設がなく、民間委託を行う場合、バスを借り上げるなどの移動手段を確保した上で、1時間の授業を実施するために1時間程度の往復に要する時間が必要となることが見込まれ、保健体育の授業時間の確保をどのようにして行うかという課題がございます。

また、民間のスイミングスクールにおいて、本町の児童・生徒をどこまで受け入れていただけるのかといった課題もあるものと考えております。

学校のプール施設につきましては、建築年数が斑鳩小学校で約30年、それ以外の

小・中学校では40年以上が経過をしており、老朽化が進んでいる状況でございます。

現在、有識者や地域、保護者の代表者、学校の関係者などから構成をいたします「斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会」におきまして、町立小・中学校の適正規模及び適正配置等に係る構想等について検討をし、議論を重ねていただいているところでございます。このことから、その答申内容も踏まえまして、今後の方向性を検討してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 老朽化についても教えていただきまして、ありがとうございます。

今後の水泳授業については気象条件だけではなく、今ご紹介いただいた諸課題もあり、本当に悩ましい問題であるかとは思いますが、今後の町の教育環境の在り方を見据えた検討を、引き続きよろしくお願いします。

現場の先生方も、日々気をつかっていただき授業をしていただいていると思いますが、子どもたちの体力低下や機会損失にならないよう、様々な側面からの熱中症対策を引き続き、よろしくお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、二つ目の質問に移ります。近年、公共機関におけるカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラへの対応が全国的な課題となっております。

職員が暴言や執拗な要求などにさらされることは、心身の健康だけではなく、行政サービス全体の質にも悪影響を及ぼす可能性があるため、組織的な対応が不可欠です。

そのような中、斑鳩町においては昨年度、カスタマーハラスメントに関する対応指針を策定されたことは、職員を守る体制づくりとして大変意義のある取組みであると思っております。

そこでお伺いします。まず、この対応指針の策定後、実際に現場でどのような効果があったと受け止めておられるのか。併せて、策定から一定の期間が経過した今、実際の運用において見えてきた課題などがあるのか、現時点での見解をお伺いします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） おはようございます。カスタマーハラスメントに関する対応指針についてのご質問です。

斑鳩町においては、本指針策定以前におけるカスタマーハラスメントの件数につきましては、統計的に把握しているものはございませんが、本指針策定後に1件の記録がございます。

指針作成時には、町ホームページで広く公表するとともに、テレビニュースや新聞でも報道され、また、この指針の施行と同じくして開始した役場庁舎の電話の通話記録の効果も併せ、指針策定後において一定の抑止効果があったものと考えております。

なお、指針策定後、その運用について役場内外から課題としてお聞きしているものは現在ございません。

○議長（中川靖広君） 1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） ありがとうございます。今、答弁の中で「1 件の記録があった」とお答えいただきましたけれども、どのような事案であったのか少し教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 記録された事案についてでございます。

当該事案につきましては、見解の一致を見ることのない事案について、連日、役場に来庁し、職員が長時間の対応を強いられるという事案でございました。

組織として対応し、当該事案については完了しております。以上です。

○議長（中川靖広君） 1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） ちなみにこのような事案があった場合、この指針がなかったときにはどのように対応されていらっしゃったんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それぞれの職員さんの対応にもよりますけれども、一定、組織としてそういった事案があれば直ちに警察等へ電話せよということは言ってたんですけれども、なかなか躊躇される部分もございまして、本指針を策定することによって、いわゆる暴言であったり、どう喝であったり、そういったものは直ちに警察のほうへ連絡すると、110番するということになりましたので、速やかな対応が取れるようになり、職員のほうもそういった指針があることで、いわゆるこの指針に従ってやればいいんだなということで対応できるようになったところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） ありがとうございます。おそらく報告書で記録されていない事例もまだ一定はあるかなと思いますので、本当にハラスメントと思われる事例に対しては引き続き、毅然と対応していただきたいと思います。と考えております。

二つ目の質問に移ります。カスタマーハラスメント対策として、職員さんの名札の表記を変更する考えについてお伺いします。

斑鳩町の職員さんの名札はフルネーム表記を採用されています。昨今、職員さんの名札の氏名表記から、SNSなどを利用して誹謗中傷や脅迫を受けることが報告されています。職員さんの安全確保の観点も併せて考慮することも必要かと感じています。生駒市さんでは、対策として平仮名の名字表記のみに変更されています。

斑鳩町の考えをお伺いします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町職員の名札の表記についてのご質問です。

町職員の名札の表記につきましては、住民の皆さんが対応している職員を確認しやすくすることで安心につなげることを目的に、平成29年度より、現在の、所属、役職、氏名、振り仮名を大きく表示するデザインに変更しております。

名札を付けることは住民の皆さんの安心につながるだけでなく、町職員におきましても職員としての自覚や責任感を持った対応を促す側面もございます。

しかしながら、質問者が述べられたように、名札の表記について、カスタマーハラスメントの観点から、名字のみ平仮名表記に変更するなど、民間企業に限らず自治体におきましても名札のデザインを変更し、カスタマーハラスメントの対策に取り組む自治体が増えてきております。

こうしたことから、今後、職員の声をしっかりと聞きながら適切な名札のデザイン、運用について検討を進めてまいります。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 分かりました。ぜひよい形で進めていってくださればと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

これで一般質問を終了させていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

次に、11番 濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） おはようございます。議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

私は、これまでに生理の貧困について取り上げてまいりました。コロナ禍の下、収入の減収等で生活が成り立たないときに、生理用品の購入がさらに生活を圧迫するなどの日々を多くの女性が過ごしてきました。そして、女性が生活費を切りつめる期間は、今なお続いております。

生理は、命を生み出すために決しておろそかにしてはならないものです。社会福祉協議会が防災用の備蓄品がなくなるまでとして、生理用品の無償配布をスタートされたとき、私は大変うれしく思いました。

しかし最近、何人かの女性からお話を聞く機会があり、彼女たちだけでなく、女性として気軽に無償配布を利用できない気持ちを聞いたことから、今のこの議会での一般質問として取り上げることにいたしました。

まず、第一の生理用品の無償配布についての①の質問をさせていただきます。

配布の現状についてお伺いいたします。トイレ内に配布のお知らせと受取り希望カードを設置しているのは、どこでございますか。それぞれお知らせの案内とカードの追加等はどのようにされていますか。町のこの制度への思いはいかがですか。お願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） おはようございます。斑鳩町社会福祉協議会で配布をされております生理用品の配布方法などについてのご質問でございます。

生理用品の配布につきましては、社会福祉協議会におきまして令和3年5月14日から実施されており、開始以降、配布件数は社会福祉協議会と町の窓口の合算で令和3年度66件、令和4年度に42件、令和5年度に23件、令和6年度に26件となっております。

この配布に係る案内につきましては、生き生きプラザ斑鳩、斑鳩町役場、斑鳩町の各公民館、いかるがホールのそれぞれの女性用トイレ及び多目的トイレに文書を掲示しております。また、受取り希望カードは生き生きプラザ斑鳩及び役場に設置をしております。

掲示物などの管理につきましては、町社会福祉協議会が行っておりますが、町といたしましても、各施設において掲示物やカードの不足等について随時確認し、異常に気づいた場合は補充等の対応を行っております。

また、生理用品の配布につきましては、経済的な理由等で生理用品を購入できない生理の貧困対策として重要であると考えており、引き続き、実施していただくよう町社会福祉協議会に伝えるとともに、町としても必要な支援を実施してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。カードについては生き生きプラザのト

イレでは、まずなくなっていることはないのですが、役場の１階東トイレでは空になっていることも多くあり、私は利用者があるのだと思っていました。

カードを入手しても、受取りには窓口に来ない方もあるのではないのでしょうか。

回答いただいた受取り数は令和３年度は６６件、令和４年度は４２件、５年度は２３件、６年度は２６件でございました。開始時の６６件が多いとは言えなくても減少していることは確かでございます。

少し、これから細かいことをお聞きいたします。②といたしまして、複数回の受取り者はどれほどでございますか、分かる範囲で結構です。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 斑鳩町社会福祉協議会で配布されております生理用品を複数回、受け取られている方についてのご質問でございます。

複数回受け取りに来られる方の数につきましては、生理用品の配布時には受け取りに来られた方への配慮の観点から、氏名、住所などの聞き取り等を行っていませんことから、数値は把握しておらない状況でございます。

○議長（中川靖広君） １１番、濱議員。

○１１番（濱眞理子君） ありがとうございます。次も細かいことでございますが、代理での受取りはありますか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 斑鳩町社会福祉協議会で配布されております生理用品の代理受領についてのご質問でございます。

代理での受取りの有無につきまして、先ほどのご質問に対する答弁と重なりますけれども、生理用品の配布時には受け取りに来られた方への配慮の観点から、氏名、住所などの聞き取りを行っていませんことから、代理の方であるかどうかについては把握できていない状況でございます。

○議長（中川靖広君） １１番、濱議員。

○１１番（濱眞理子君） ②と③の回答では把握していないとありましたが、また、氏名、住所などの聞き取りは配慮し行っていないとありました。

次に、④の女性職員が手渡すときの気遣いについて実施していることは何でございますか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 斑鳩町社会福祉協議会で配布されております生理用品の配

布時の配慮などについてのご質問でございます。

生理用品をお渡しする際の配慮についてですが、ご質問にもありますとおり男性職員から受け取ることに抵抗を感じる方もいらっしゃることから、原則として女性職員が対応するとともに、声を出さずに受け取れるよう配布カードやスマートフォンの画面を掲示することで受け取れる運用としております。

また、お渡しする生理用品につきましては、紙袋等に入れた状態でお渡しをさせていただいているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。いろいろな気遣いをさせていただいており、ありがとうございます。

お知らせ案内、同じくその写真、カードの扱いには誠意がございます。また住所、名前の聞き取りをしていないことも重要な配慮ではないでしょうか。

続いて、⑤の質問をいたします。コロナ関連等で収入減など生活が厳しい中で、生理用品の無料配布が女性支援として全国に広がりました。

現在の物価高騰は、ますます厳しく生活を圧迫しています。この支援が継続していることを改めて周知されるべきと思いますが、いかがでございませうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 生理用品の無償配布について、その周知に関するご質問でございます。

先ほどの答弁でお答えいたしましたように、現在、生き生きプラザ斑鳩、役場、各公民館、いかるがホールのそれぞれの女性用トイレ及び多目的トイレに文書を掲示することにより周知を行っているところでございます。

生理用品の配布につきましては、経済的な理由等で生理用品を購入できない、生理の貧困対策として重要であると考えていることから、実施者であります斑鳩町社会福祉協議会に対しまして、困難を抱える方にきちんと情報が届くよう、今後も引き続き、周知方法等を検討していただきたいことを伝えてまいるとともに、町としてもその周知に協力してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。女性の中にも、この無償配布をご存じない方がおられました。物価高騰の今、ぜひとも重ねてのお知らせの検討をお願いいたします。

⑥の質問をします。町立小・中学校の女子トイレに生理用品が置かれました。学校は児童・生徒からの意見を尊重して実現されたものです。児童・生徒の反応はいかがですか、お答えください。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 町立小・中学校におきましては令和7年1月から小学校高学年及び中学生を対象に、女子トイレ内に生理用品を配置する取組みを開始をしております。このことによる児童・生徒からの反応でございます。

そちらにつきましては、おおむね好評であるとの確認をさせていただいており、使用数の状況から見ましても、生理が急に始まったときや、生理用品を持ってくるのを忘れたときにも児童・生徒が安心して学校生活を送れるようになったものと感じているところでございます。

今後におきましても、児童・生徒がより快適に学校生活を送れる環境を整えてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。この質問は生理用品の無償配布から逸脱しているものはないかと思われる方もいらっしゃるかもしれません。教育委員会と各小・中学校の女子トイレ内に生理用品を配置するに当たって、児童・生徒からアンケートを通じて意見を聞き取り実現されました。

細かいことをいろいろとお聞きしましたのは、質問の冒頭で申しあげた、気軽に無償配布を利用できない気持ちについてでございます。

児童・生徒だけでなく、成人女性にも意見がございます。受取り窓口になっている社会福祉協議会や福祉課には他の要件で行くこともあり、受取り時には住所、氏名は言わなくてもどこの誰かは男性職員にも分かってしまう。また、他の住民と会うこともある。配布を受けることに後ろめたい気持ちがする。役場も社協も家からは遠い。受け取りに行くのは気が重いなどの気持ちを伺いました。

小・中学校とは制度も内容も違いますが、児童・生徒の気持ちを尊重して寄り添うことがよい結果となったと思います。

社協と町とは、協力して生理用品の無償配布を安心して利用できる環境を整えていただきたく切に要望するものです。

そして、次の⑦番の質問をさせていただきます。他町では、公共施設のトイレ内に生理用品配置を行いました。公民館や図書館等の設置は好評と聞いています。

当町での実施についてはいかがお考えですか、お聞かせください。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 公共施設トイレ内への生理用品配置についてのご質問でございます。

町社会福祉協議会によります生理用品の配布につきましては、生活困窮者への支援を目的として実施されております。

配布方法については、経済的な困窮やDVなどの相談につなげていくためにも、窓口配布により実施されているところでございます。

困難を抱える方が適切な支援につながる機会を確保する観点からも、各公共施設のトイレ内への配置ではなく、窓口で配布することに意義があるものと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。社協の無償配布だけではなく、小・中学校の成果にならって、急なとき、手持ちがないときなど公民館等で安心して利用できることは、これからの課題ではないでしょうかと私は思います。検討を要望いたしまして、このことについての質問を終わらせていただきます。

続きまして、2番目の質問です。介護報酬引き下げによる介護事業所の廃業等についてお伺いいたします。①として、事業所数が減少したことが利用者に与える不利益について、訪問介護の利用状況はどのように変化したのか、お聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） ご質問いただきました介護報酬引き下げについて、令和6年度の介護報酬改定において、訪問介護サービスにおける基本報酬の単位数が2単位から12単位の範囲において引き下げられております。

この改正の背景につきましては、厚生労働省が発表した令和5年度介護事業経営実態調査結果におきまして、訪問介護事業所の収支差率が他のサービスに比べて高いことから、人材不足やサービスの複雑化といった課題を抱えながらも、ほかより高い収益性を維持していることが示されております。

また、深刻化する人材不足問題に対応するため、介護職以外の職員も含めた処遇改善を実施し、処遇改善加算の引き上げや加算の一本化を行い、その中でも訪問介護は他のサービスよりも高水準であることから、今回の介護報酬改定はサービスごとの経営状況の違いも踏まえた、めり張りのある対応を行うために、基本報酬を引き下げる措置をと

ったとされております。この報酬改定時期から現在までの当町における訪問介護事業所の減少はございません。

しかしながら、今後、少子高齢化が進む中、介護人材が不足するなど報酬改定とは別の要因によりまして事業所数が減少する可能性がございます。

当町では、これまでどおり介護保険のサービスを必要としている人やその家族の負担にならないように、生活状況や心身の状況を踏まえて、それぞれのニーズに合った効果的なサービスが提供できますよう、ケアマネジャーとも連携をしていながら適切なケアマネジメント及び相談支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 回答では、斑鳩町での訪問介護事業所の数の減少はありませんが、近隣自治体の事業所を利用されている方もおられます。全国での人材不足は将来の問題などという程度ではなく、今日からの課題でございます。

地方では、介護事業所が自治体にゼロというところが出てきています。ホームヘルパーなどの人材不足は続き、現役世代の介護離職が年間10万人に上るなど、あらゆる世代の重大問題となっています。

利用者の状況を的確に知り、しっかりと支援を続けていかれるよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

次に、10番、宮崎議員の一般質問をお受けします。

10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） それでは議長のお許しを、許可をいただきましたので、通告書に基づき一般質問させていただきます。

まず最初に、公共施設の老朽化についてですが、斑鳩町の公共施設全般において多くの施設で建築年数が増加しており、今後の老朽化対策が必要となってくると思います。

そこで、公共施設における日常の点検についてお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 公共施設の日常点検に関するご質問です。

斑鳩町では公共施設の維持管理として、施設管理者による巡回時の目視による点検を実施しています。これにより施設の現状確認や不具合の早期発見につなげております。

また、緊急事態や天災等により突発的な修繕が必要となった場合は、専門業者などに調査・修繕を依頼して復旧に当たるなど、速やかな対応に努めているところでございま

す。

次に、消防法や建築基準法など法的に点検や報告が義務づけられている施設におきましては、毎年度、計画的に点検等を行っています。その際に発見した不具合については、その都度、修繕対応しているところです。

今後も引き続き、施設の適切な維持管理に努めるとともに、指定管理者制度や公共施設の設備点検、保守業務、修繕業務について、業務を一括して委託する包括施設管理業務委託など、民間のノウハウを活用した効率的・効果的な施設の管理運営の導入について調査・研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） 日常の点検が大事だと思いますので、専門家も導入ということで、専門家とよく、どこを見たらいいのか、目視で点検できる範囲で町の職員でやっていただきたいと思います。

続きまして、対策としてなんですけど、公共施設の老朽化について、斑鳩町の公共施設全般において多くの施設の建築年数が増加しており、今後の老朽化対策が必要になってくると思います。

公共施設の長寿命化や建て替えなどのことについて、町の考えをお聞きします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 公共施設の長寿命化対策についてのご質問です。

斑鳩町では平成28年度に斑鳩町公共施設等総合管理計画を策定し、令和2年度に斑鳩町公共施設等総合管理計画個別施設計画を策定いたしました。

その中で、各施設の劣化状況や利用状況等を調査し、長寿命化が必要な施設の保全方針の検討や対策費用の試算を行いました。

公共施設の耐用年数は非木造の場合、50年から80年とされています。長寿命化対策としては、大規模改修などを行うことで耐用年数を延ばす方法がございます。

また、建て替えを実施する場合は、新たに建築用地や仮施設等を建築するための条件に適した用地の確保が必要となり、大規模改修と比べて財政負担が大きくなります。

今後、町では、それぞれの施設の立地条件や利用状況等を踏まえ、大規模改修と建て替えを総合的に比較検討し、公共施設の長寿命化対策を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） 長寿命化対策ということで、町の考えは分かりましたが、昨

日、皆さんで行ったというクリーンキャンペーンの時なんですけど、私も参加させていただいて、東小学校のプールの横へ行ったら水が噴き出ると、擁壁から。そういうのは東小学校の中じゃなしに外からしか分からなかったのも、それは見ておられないのかも分からないですけど、ああいう水漏れ、水道なのか、それとも擁壁の中の水なのか、それともプールの水なのか、それは分からないですけど。あとは、私もこういう仕事を携わっておりますので、東公民館、私の範囲だけなんですけど、東公民館でも棟の押さえというのが鉄板で、もうさびていて、ＲＣでできてるから建物の中には水がしみ込んでいないんですけど、屋根裏というか屋根の中には、コンクリートとその棟の間にはかなり水が入ってると思います。そういうのも十分検討していただいて、今後、点検していただきたいと。

まして、この前、前回のときに一般質問させてもらいましたけど、水道の破裂によって車が落ちたと。修繕が１００万円ぐらいかかったと。これは事故であって、また起きるか分からないと。建物でもクラックとかひび割れによってコンクリートが落ちて下に人がいてたとか、そういう事故が起きたら、これこそ大変なことになりますので、そういうことが起きないように、またクラックの頻度によって専門家と十分検討して対策を練っていつていただきたいと。

修繕を早くすればするほど建物は長寿命化できると思いますので、その辺をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

外国語表記について、斑鳩町在住の外国人の人数を教えてくださいませんか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町内在住の外国人人口についてのご質問です。

町内在住の外国人人口は、住民基本台帳に登載されている外国人で申しあげますと、令和７年４月３０日現在、男性１３４人、女性１３６人の合計２７０人で、世帯数は、外国人のみの世帯が１６３件となっております。以上です。

○議長（中川靖広君） １０番、宮崎議員。

○１０番（宮崎和彦君） 私が思っていたより、結構、斑鳩町に外国人の方が住んで、生活しておられるなということを感じております。

それでは、次に２番目の質問として、公共施設においてどのような表示が必要なのか、この方たちの日常生活において、どのような表記が必要なのか、教えてくださいませんか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 外国語の表記に関するご質問です。

町内在住の外国人の人が、日常生活の場面でよく利用される公共施設としては、役場庁舎、生き生きプラザ斑鳩などを想定しています。

これらの施設において、日本語の表記が理解できない外国人の人がスムーズに行政サービスを受けていただくためには、分かりやすい案内や手続きは必要かと思います。

ただ、就労で来日され、その手続きが必要な人は企業等の担当者が同行され、その担当者を介して手続きが行われております。

また、これら以外の人への対応として、本町では英語が話せる職員が複数、窓口にいることから、日本語が話せない人には、これら職員が連携して英語による意思疎通を図り、窓口での手続き等を行っているところです。

また、英語も話せない人には、スマートフォンの翻訳アプリを利用して手続き等を行っております。

さらに、本町のホームページは外国の人に行政サービスの内容や手続きについてお知らせできるよう、英語、中国語、韓国語に翻訳できる多言語対応機能を搭載しております。

今後、外国の表記について先進地事例も参考にしながら研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。引き続き、お願いしたいと思います。

外国語表記について、最後の質問なんですけど、様々な国の方が住んでおられると思いますので、斑鳩町在住の外国人の中には日本語を理解できない人がいるということで、今、部長のほうからもいろいろ教えていただきまして、国籍もばらばら、そうした方への対応は何か国語の外国語表記が必要と考えておられますか。

また、そういう方に対して、斑鳩町で表記していくのかどうかというのも教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 外国語表記の多言語化に関するご質問です。

先ほど申しあげましたが、現在、斑鳩町では窓口の手続きは英語を話せる職員を介して、また、翻訳アプリを利用して手続き等を行っているところです。また、町ホームページは英語、中国語、韓国語での翻訳表示が可能となっております。

他の自治体におかれましては、それぞれの自治体の状況等において多言語化に対応されているところがございます。そうしたことから、本町においては町内在住の外国人の

言語を総合的に勘案して、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。私も先日、厚生のごみごみの表記についていろいろ外国の方のことを聞かせてもらって、ホームページを見てそういうやつが外国語表記になるよということで。それを見ることを知らない外国の在住の方もおられますので、また、その周知もお願いして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、10番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

9日は、午前9時から建設常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前9時48分 散会）